

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

### ◇ 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### ◇ 告 示

健康保険法等に基づく現物給与の標準価額

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額

土地改良区の設立認可の適否の決定

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定

基本測量の実施(二件)

土地収用法による土地の立入り

廃川敷地の生成

### ◇ 選 管 規 則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程

### ◇ 公 告

消防設備士試験の実験  
職業訓練法による技能検定の実施

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第三十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十月鳥取県条例第三十二号)中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の青木第十二団地に関する部分の施行期日は、昭和五十六年五月十五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十五号）中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の青木第十三団地及び河北団地に関する部分の施行期日は、昭和五十六年五月十五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

越殿	二九、〇〇〇円
青木第十二	三一、〇〇〇円
青木第十三	三一、三〇〇円
河北	三一、九〇〇円

越殿

二九、〇〇〇円

を

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の表の上欄に掲げる県営住宅の家賃については、同表の中欄に掲げる期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

青木第十二	昭和五十六年五月十五日から昭和五十七年三月三十一日まで	二九、七〇〇円
青木第十三	昭和五十六年五月十五日から昭和五十七年三月三十一日まで	二九、七〇〇円
河北	昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	三一、三〇〇円

告 示

鳥取県告示第四百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十六年二月十六日現在地の番による。)

大篠津町字森沢

大篠津町字西沢一八八〇、一八八一、一八八三、一八八四の二、一八八六の二、一九〇七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大篠津町字中沢一六五七、一九〇八の二から一九〇八の三まで、一九一九の二、一九二七の二から一九二七の七まで、一九三九の二から一九三九の三まで、一九四〇の一、一九四〇の二、一九四一、一九四二、一九四四の一、一九四四の二、一九四五、一九四六、一九四七の二、一九五二の二、一九五三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大篠津町字森の北一九五〇、一九七三の二、二〇〇四の四、二〇〇六の二、二〇一〇、二〇一一、二一六一の三、二一六七の二から二一六七の四まで、二一六九の二、二二七〇、二一七一及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十六年二月十六日現在地の番による。)

大篠津町字西沢

大篠津町字西沢のうち一八八〇、一八八一、一八八三、一八八四の二、一八八六の二、一九〇七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大篠津町字中沢

大篠津町字中沢のうち一六五七、一九〇八の二から一九〇八の三まで、一九一九の二、一九二七の二から一九二七の七まで、一九三九の二から一九三九の三まで、一九四〇の一、一九四〇の二、一九四一、一九四二、一九四四の一、一九四四の二、一九四五、一九四六、一九四七の二、一九五二の二、一九五三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大篠津町字森の北

大篠津町字森の北のうち一九五〇、一九七三の二、二〇〇四の四、二〇〇六の二、二〇一〇、二〇一一、二一六一の三、二一六七の二から二一六七の四まで、二一六九の二、二一七〇、二一七一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百七十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二条第二項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)第二十五条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第四条第二項及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価額を次のとおり定

め、昭和五十六年五月一日から適用し、昭和五十五年五月鳥取県告示第四百十五号（健康保険法等に基づく現物給与の標準価額について）は、廃止する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 食事の給与

一人一月につき 一万四千百円

一人一日につき 四百七十円

朝食一食につき 百三十円

昼食一食につき 百六十円

夕食一食につき 百八十円

二 住宅の給与

畳一畳一人一月につき 七百円

三 食事及び住宅以外のものの給与  
時価

鳥取県告示第四百七十六号

職業訓練法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第四条第二項の規定に基づき、鳥取県職業能力開発協会に行わせる技能検定試験の手数料の額を次のとおり定め、昭和五十四年九月鳥取県告示第八百二号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）は、廃止する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

実 技 試 験

工 具 研 削	工 業 彫 刻	電 気 め っ き	アルミニウム 陽極酸化処理	板 鉄	金 属 プ レ ス 加 工	放 電 加 工	機 械 加 工	粉 末 冶 理	金 属 熱 処 理	鍛 造	鋳 造	非 鉄 金 属 溶 解	鋳 鉄 溶 解	製 鉄 溶 鋼	造 園	園 芸 装 飾	検 定 職 種	手 数 料 の 額
			一万二千元		九千元					一万二千元					一万円	一万二千元		

製材のこ目立て	機械検査	けがき	ダイカスト	電子機器組立て 電気機器組立て 家庭用電気治療器調整 自動販売機調整	車両き装 車両整備	船舶き装	時計修理 光学ガラス研磨 眼鏡レンズ加工 光学機器組立て 内燃機関組立て	油圧装置調整 縫製機械整備 建設機械整備 農業機械整備
	八千円	一万二千円	九千円	一万二千円	一万円		一万二千円	九千円

冷凍空調和機器施工	織機調整	染色	メリヤス製造	婦人子供服製造	紳士服製造	和裁	寝具製作 帆布製品製造	メリヤス縫製	布はく縫製	木工機械調整	合板製造 木型製作 漆器素地製造	木工芸
一万円	一万二千円	一万円	一万二千円	八千円	九千円	七千円	一万二千円	一万円	一万二千円	九千円	一万二千円	九千円

左官	とび	かわらぶき	建築大工	酒造	みそ製造	和菓子製造	洋菓子製造	石工	陶磁器製造	ほうろろ加工	ガラス製品製造	ガラス繊維強化プラスチック成形	プラスチック成形	更生タイヤ製造	製本	印刷	製版	紙器・段ボール箱製造
九千円	一万円	一万一千円	九千円	一万一千円	九千円	一万円		一万二千円	一万円					一万二千円				

建築製図	建築透視図製作 テクニカルイラストレーション	ガラス施工	サッシ施工	熱絶縁施工	スレート施工	天井仕上げ施工	カーテン施工	床仕上げ施工	防水施工	鉄筋組立て	浴そう設備施工 型わく施工	配管	畳製作	タイル張り	エーエルシーパネル施工	ブロック建築	築炉
六千五百円					一万二千円					九千円	一万一千円	九千円	一万一千円	九千円	一万二千円	九千円	一万円

機 械 製 造 電 氣 製 造 図 図	構 造 物 現 図 製 作	車 両 現 図 製 作	化 学 分 析	金 属 材 料 試 験	漆 器 製 造	貴 金 属 装 身 具 製 作	印 章 彫 刻	い す 張 り	塗 料 調 色	廣 告 美 術 仕 上 げ 義 肢 ・ 装 具 製 作 舞 台 機 構 調 整	工 業 包 装	写 真
	八千円		一万二千円	一万円	一万二千円	一万円	九千円	一万二千円	九千円	一万一千円	一万円	一万二千円

学科試験

手数料 二千円

鳥取県告示第四百七十七号

昭和五十六年三月二十八日付けで日野郡日南町新屋一三九番地二出垣正夫ほか十七人の者から申請のあつた日南町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年五月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

尾高井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	安野敏己	西伯郡岸本町上細見六
"	中原庄三	立岩一三二
"	松田喜治	吉定六六〇一二
"	野口善也	四三一
"	野坂勉	岸本二九〇
"	西沢計治	押口一六六
"	仲田巖	遠藤二六九
"	野坂友次	米子市石州府四五四
"	船越丈夫	福万二九六
"	田渕正春	二一三
"	藤本好治	尾高一八八
"	伊達功	一一〇七

任期満了により退任

尾高井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	中島健	西伯郡岸本町上細見六六二
"	石本滋	立岩二八一
"	松田喜治	吉定六六〇一二
"	野口善也	四〇七
"	野坂勉	岸本二九〇
"	井本宏美	押口一六〇一一
"	勝部亮	遠藤二五
"	坂根喜之	米子市石州府四二〇
"	船越丈夫	福万二九六
"	田渕正春	二一三
"	伊達功	尾高一二〇七
"	伊達光政	一一六八

昭和五十六年三月二十九日開催の総代会において総選挙の結果当選し、同年四月十九日就任 任期四年

鳥取県告示第四百七十九号

昭和五十六年三月十八日付けで智頭町から申請のあつた土地改良（新見地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい



て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年五月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（国土基本図作成）

二 作業期間

昭和五十六年五月十八日から昭和五十七年三月十日まで

三 作業地域

鳥取市、国府町、福部村、郡家町及び気高町

鳥取県告示第四百八十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（二十万分の一地勢図要部修正調査）

二 作業期間

昭和五十六年五月十八日から同年十二月二十八日まで

三 作業地域

鳥取市、国府町、岩美町、福部村、郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、鹿野町、青谷町及び三朝町

鳥取県告示第四百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線境港南線新設工事及び配電用境港南変電所新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

境港市昭和町、上道町、中野町、福定町、竹内町、元町、高松町及び

新屋町地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年五月十五日から昭和五十七年五月十四日まで

鳥取県告示第四百八十三号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県知事 平 林 三 鴻

一 河川の名称

勝部川水系に係る二級河川勝給川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十六年五月十五日

三 廃川敷地の位置

気高郡青谷町大字吉川字菅田四二番一地先から同町大字青谷字瀬崎四

三七四番四地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九〇三・〇七平方メートル

選挙管理委員会規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程をここに公布する。

昭和五十六年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する

る規程(昭和五十年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の全部を改正する。

(証票)

第一条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。)  
第一百条の三第三項の鳥取県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)  
(の交付する証票(以下「証票」という。))は、様式第一号による。

2 前項の証票の有効期限は、委員会の定めるところによる。  
(証票の申請等)

第二条 令第一百条の三第四項の規定による申請は、衆議院議員、参議院地方選出議員、鳥取県議會議員若しくは鳥取県知事の選挙の候補者又はこれらの選挙の候補者となろうとする者(衆議院議員、参議院地方選出議員、鳥取県議會議員又は鳥取県知事の職にある者を含む。以下「候補者等」という。)  
(にあつては様式第二号の証票交付申請書に、当該候補者等に係る公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九条の五第一項に規定する後援団体(以下「後援団体」という。))  
(にあつては様式第三号の証票交付申請書によらなければならない。)

2 委員会は、前項の証票交付申請書の内容等を審査し、適正であると認めるときは、速やかに前項の申請をした者に証票を交付する。

(証票の再交付の手続)

第三条 証票の紛失又は破損のためその再交付を受けようとする場合においては、委員会に対して、理由書を添えて、文書で申請しなければならない。

2 証票の破損のため前項の申請をする場合においては、申請書に破損し

た証拠を添付しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和五十六年五月十八日から施行する。

2 改正前の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の規定により交付された証票で後援団体に係るものは、この規則の施行の日以後は、その効力を失う。

様式第一号 (第一号関係)

<p>鳥取県選挙管理委員会</p> <p>〒( )</p> <p>政務所</p> <p>年 月 日 まで</p> <p>有効</p>
--

様式第2号 (第2条関係)

証票交付申請書  
年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 殿

候補者 〇〇〇氏名

住 所

(電話

職業

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類
- 2 証票交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

様式第3号 (第2条関係)

証票交付申請書  
年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称  
代表者の氏名  
主たる事務所の所在地

(電話

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類  
氏 名 住 所 (電話
- 2 政治団体としての届出先  
職業  
公職の種類
- 3 証票交付申請枚数 枚
- 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の3第4項の同意をします。  
なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚です。

年 月 日  
候補者等の氏名

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12の規定により公告する。

昭和56年5月15日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 試験の日時

ア 筆記試験 昭和56年8月27日 午前9時から

イ 実技試験 昭和56年8月27日 午後1時30分から

## (2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

## 2 試験の種類

(1) 甲種消防設備士試験

(2) 乙種消防設備士試験

## 3 試験の方法

試験は筆記試験及び実技試験の方法により行う。

## 4 受験手続

(1) 提出書類

## ア 受験願書

所定の用紙により試験の種類及び消防法施行規則第33条の3の指定区分（以下「指定区分」という。）ごとに提出すること。

イ 甲種消防設備士試験を受験する者は、受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもの）1枚

## (2) 受験願書等の受付期間

昭和56年6月15日から同年7月6日まで（郵送の場合は、昭和56年7月6日までの消印のあるものは、有効とする。）

## (3) 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

## (4) 受験手数料等

ア 受験手数料

甲種消防設備士試験 一の指定区分につき 3,000円

乙種消防設備士試験 一の指定区分につき 2,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

ウ 既納の手数料は返還しない。

## 5 その他

(1) 受験願書用紙は各消防本部（局）、社団法人鳥取県消防設備保守協会又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。

(2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和56年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和56年5月15日

鳥取県知事 平 林 清 三

1 実施する検定職種

園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鍛工、板金、電気めつき、仕上げ、製材のこ目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、木工機械調整、木工、製版、印刷、プラスチック成形、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、サツシ施工、表装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ及び写真

2 検定の等級

技能検定は、塗料調色を除き一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期間

昭和56年7月4日（土）から同年9月30日（水）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

て、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和56年6月24日（水）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
園芸装飾、機械加工、板金、電気めつき、電気機器組立て、木工、プラスチック成形、左官、タイル張り及び塗料調色	昭和56年 8月2日（日）
造園、金属プレス加工、製材のこ目立て、電子機器組立て、布はく縫製、木工機械調整、製版、とび、ブロック建築、畳製作、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、表装、塗装及び広告美術仕上げ	昭和56年 8月9日（日）
放電加工、鍛工、仕上げ、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、印刷、防水施工、サツシ施工及び写真	昭和56年 8月23日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会議所会館内

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和56年5月26日(火)から同年6月5日(金)まで(郵送による場合は、昭和56年6月5日までの消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料	手数料	(円)
検定職種	11,000	
園芸装飾園造	10,000	

機械加工	11,000
放電加工	11,000
金属プレス加工	9,000
鉄板金	9,000
電気めっき	11,000
仕上り	11,000
製材の目立て	11,000
電子機器組立て	11,000
電気機器組立て	11,000
建設機械整備	9,000
婦人子供服製造	8,000
紳士服製造	9,000
布はく縫製	11,000
木工機調整	9,000
木工調整	9,000
製版	11,000
印刷	11,000
プラスチック成形	11,000
とび	10,000
左官	9,000
インテリア建築	9,000
造景	9,000
造景	11,000

防 水 施 工	11,000
床 上 上 げ 施 工	11,000
天 井 上 上 げ 施 工	11,000
サ ツ シ 施 工	11,000
表 装	11,000
塗 装	9,000
塗 料 調 色	9,000
広 告 美 術 仕 上 げ	11,000
写 真	11,000
1 学 科 試 験 の 受 検 手 数 料	2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和56年10月16日(金)書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を、昭和56年10月16日(金)発行の鳥取県公

8 その他

報で公告するほか、合格者には、合格証書を交付する。  
技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。